

厚生労働大臣	後藤 茂之 様
厚生労働副大臣	古賀 篤 様
厚生労働副大臣	佐藤 英道 様
厚生労働大臣政務官	島村 大 様
厚生労働大臣政務官	深澤 陽一 様
厚生労働事務次官	大島 一博 様
中央社会保険医療協議会会长	小塩 隆士 様
中央社会保険医療協議会委員	各 位
厚生労働省保険局医療課長	眞鍋 鑿 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木卓



「初・再診料、入院料、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の緊急引き上げ」と
「看護職員等の処遇改善対象拡大」を求める要望書

謹 啓

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日本の社会保障制度拡充のために、またこの度の新型コロナウイルス感染症対策に、日夜ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

さて、コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油価格高騰、約24年ぶりの水準に達した円安、ロシアによるウクライナ軍事侵攻等による深刻な物価高騰・光熱費の上昇を引き起こし、収束の目途は立っていません。これにより医療機関の運営経費に影響が出ています。また、入院時食事療養費は、1994年4月以降、約28年間、実質的な引き上げが行われておりません。当協会が2019年に京都府内の病院を対象に実施した調査では、7割近い病院が人件費や業務委託費の上昇を訴えており、さらに上昇していると考えられ、物価・光熱費のみならず、入院時の治療としての食事を提供する環境は、コストの面において非常に苦しい状況に置かれていると言わざるを得ません。

また、本年10月の診療報酬における看護職員等の処遇改善実施に向け、現在、中央社会保険医療協議会では議論が進められています。しかし対象となる医療機関は非常に限られており、かつ全職種を対象にされていません。特に中小規模病院、診療所においては、看護職員等を採用しようと集まりにくく、人材派遣会社等に頼らざるを得ない場合には、その経費が莫大な負担となっています。現在検討されている処遇改善では、施設間、職種間の格差を益々拡げるものであり、医療の現場で働く従事者に広く行きわたるものとは残念ながら言えません。

つきましては、このような現状を踏まえて戴き、下記内容の実現を図っていただきますよう、お願い申し上げます。

謹 記

1. 初・再診料・入院料を緊急に引き上げること
1. 入院時食事療養費・入院時生活療養費を、標準負担額を引き上げることなく、緊急に引き上げること
1. 看護職員等の処遇改善は、医療の現場で働く全職種、全施設に行きわたるよう、初・再診料、入院料等基本診療料の引き上げにより実施すること

以上